

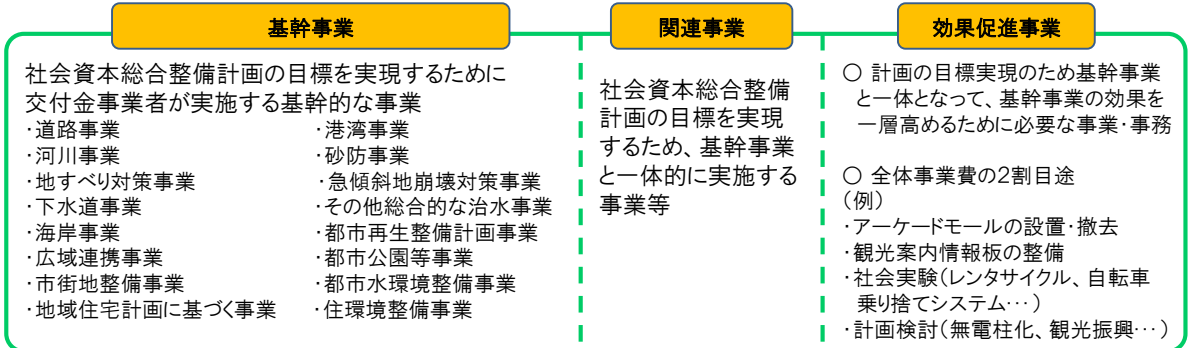
# 19. 社会資本整備総合交付金

## 概要

地方公共団体が作成した社会資本整備総合計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備事業等を総合的・一体的に支援。

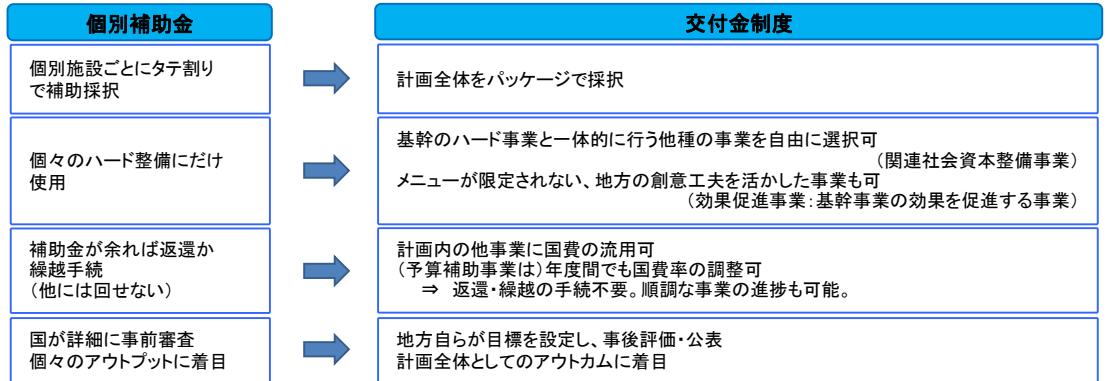
●対象者：地方公共団体等

●対象事業



●特長

- ・地域が抱える政策課題を自ら抽出して整備計画で明確化
- ・地域が設定した具体的な政策課題の解決のため、トータルで支援
- ・地方公共団体の自由度を高め、使い勝手を向上



●事業イメージ

地域の活力の維持・向上を図るため、社会資本整備総合交付金を活用し、地域における観光振興の取組を強化するため、観光地におけるアクセス道路、旅客船ターミナルや交通拠点等の基盤整備、街なみや水辺・景観の整備、歴史・文化、自然等の地域資源の活用の推進、観光イベントの開催など、インフラ整備を含めた官民の多様な関係者の連携・協働による総合的な取組を支援する。



○問い合わせ・申請先 近畿地方整備局 企画部 企画課 事業調整係  
電話 06-6942-1141(代)

# ■社会資本整備総合交付金「広域連携事業」について

## 【目的】

複数都道府県が連携・協力して取り組む都道府県を越える広域での観光や物流の活性化を図ることが重要となっていることに鑑み、広域的な地域活性化のための基盤整備等を総合的に推進し、地域社会の自立的な発展並びに国民経済の健全な発展に寄与。

## 【社会資本整備総合交付金の交付対象事業等】

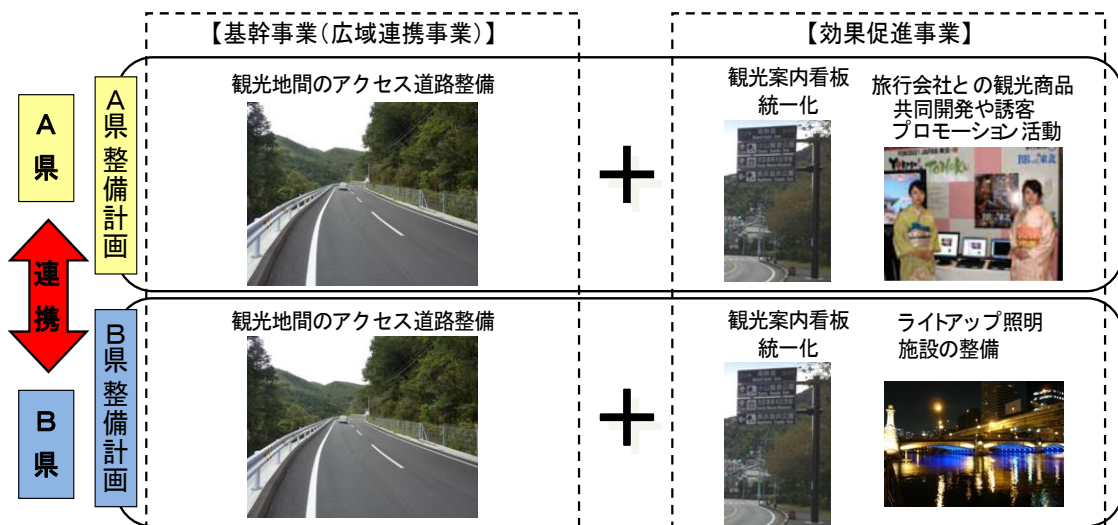
- (1) 根拠法：広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律
- (2) 交付対象：都道府県（市町村等への間接交付も可）
- (3) 対象事業：複数都道府県が連携して作成する、広域的な地域活性化基盤整備計画に基づく事業
  - ①基幹事業（広域連携事業）※1）
  - ②関連社会資本整備事業
  - ③効果促進事業（検討調査、社会実験、標識整備等）
- (4) 交付期間：3～5年程度
- (5) 交付率：① = 最大45% ②③ = 個別の法令に規定がある場合以外は1/2

### ※1）広域連携事業

- ・拠点施設において行われる広域的特定活動に伴う人の往来又は物資の流通に対応するために必要な事業等（道路、空港、港湾、鉄道事業に限る）
- ・重点地区における民間事業者等による拠点施設の整備に関する事業と一体的に実施する事が必要な事業等（道路、河川、公園、土地区画整理事業等）

## 社会資本整備総合計画のイメージ ※2)

例：広域的な観光活性化を図るため、A県とB県が連携。観光地間のアクセス道路、観光案内看板等を整備。



※2) 社会資本整備総合計画には、広域的な地域活性化基盤整備計画の内容も記載する事になっている。

